

平成 24 年 2 月  
地域主権戦略室

## 作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る 「当てはめ案」に対する各省の回答の概要

### 1 「当てはめ案」の内容

- 移譲対象候補である経済産業局、地方整備局、地方環境事務所が作用法で大臣からの委任を受けて所掌する個別の事務・権限（157 法律、約 3000 条項。平成 23 年 11 月末時点）の全てに現行地方自治法の枠組みを当てはめたもの。
- 事務区分、並行権限行使（※）、国の関与について、国と地方の関係が対等・協力の関係であることを前提にしつつ、国の出先機関が現在直接処理している事務であることを踏まえて、整理。
- ※ 並行権限行使は、事務の性質上特に必要があるものについて国民の利益を保護する緊急の必要がある場合、大臣が法令上認められている自らの権限に属する事務を処理するため広域的实施体制とは別の観点から同一の事務を処理する場合などに限定。

### 2 「当てはめ案」の照会

- 平成 24 年 1 月 11 日付けで、経済産業省、国土交通省、環境省に意見照会。
- 照会事項は、移譲した場合「当てはめ案」で不都合が生じるか、不都合を解決するための対応策があるか、移譲の例外とすべきものはあるか、など。

### 3 各省の回答の概要

- 各省の回答の概要は、2～5 ページのとおり。
  - ・各省からの回答の概要で示した法律数は、「条件付きで移譲を検討すると回答があった事務」、「移譲の例外とすべきと回答があった事務」が当該法律に 1 条項でも定められていれば、1 本として計上。したがって、法律によって、条項レベルでの回答内容は、大きく異なることに留意してください。
  - ・なお、条項レベルの回答は現在整理中であり、近日中に、内閣府のホームページに掲載する予定です。

(参考資料)

- 個別事務権限の検討の進め方（6 ページ）

## 【経済産業局に関する回答】

- ①経済産業局が処理する事務を定める法律のうち、条件付きで広域的实施体制への移譲を検討すると回答のあった事務を定める法律(一部、調整中のものを含む)

40法律／45法律中

(内訳)

- ・アルコール事業法(製造の許可等)
- ・産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(再生計画の認定等)
- ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(経営革新計画の承認等)
- ・計量法(特定計量器の製造事業の届出受理等)
- ・消費生活用製品安全法(届出事業者に対する改善命令等)
- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(総合効率化計画の認定)
- ・採石法(報告及び検査等)
- ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(労働時間設定改善計画の承認) など

※ブロック移譲対象地域以外では引き続き国の事務として処理されるため、移譲後の事務が適切に実施されるよう、法定受託事務への区分や並行権限行使、指示や事後報告などの国の関与が必要となるものあり。また、他府省と共管の事務については、一体的対応が必要。

- ②経済産業局が処理する事務を定める法律のうち、移譲の例外とすべきと回答のあった事務を定める法律

7法律／45法律中

(内訳)

- ・株式会社日本政策金融公庫法(監督命令等)
  - ・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(計画認定、報告徴収等)
  - ・電気事業法(電気事業の許可等)
  - ・ガス事業法(一般ガス事業の許可等) (注)
  - ・鉱業法施行法(補償金に関する経産局長の決定の申請の受理等)
- \* 上記以外に、「揮発油等の品質確保法(揮発油の使用の節減のための措置勧告)」「(注)」、「信用保証協会法(支援機関に対する報告徴収・検査)」「(注)」は、移譲の例外とすべきと考えたとの回答があったのは1条のみ(カッコ内の事務のみ)。

- 1)「租税特別措置法」「特定商取引に関する法律」は他省庁所管等のため、別途照会。
- 2) (注)は事務によって①にも該当するもの。
- 3) 平成24年1月11日付け照会ベース。

## 【地方整備局に関する回答】

- ①地方整備局が処理する事務を定める法律のうち、条件付きで広域的实施体制への移譲を検討すると回答のあった事務を定める法律

41法律／81法律中

(内訳)

- ・都市再開発法(都道府県の市街地再開発事業の設計概要の認可等)
- ・都市計画法(都市計画事業を施行することの認可(国施行の都市計画事業を除く)等)
- ・河川法(一級河川の整備・管理の実施)
- ・下水道法(下水道管理者に対する指示等)
- ・高速自動車国道法(高速自動車国道の整備・管理の実施)
- ・都市公園法(国営公園の整備・管理の実施)
- ・道路法(指定区間内国道の整備・管理の実施)
- ・土地収用法(事業の認定等)
- ・港湾法(開発保全航路の開発保全の実施)
- ・水防法(浸水想定区域の指定等) など

※ブロック移譲対象地域以外では引き続き国の事務として処理されるため、移譲後の事務が適切に実施されるよう、法定受託事務への区分や並行権限行使、協議や事後報告などの国の関与が必要となるものがあり。

※道路法、河川法、港湾法などに基づく国の施設の公物管理については、不都合を解決するため、自治事務・法定受託事務以外の事務類型を設け、広域的实施体制の長に対する指揮監督ができる仕組みなどが必要。

- ②地方整備局が処理する事務を定めた法律のうち、移譲の例外とすべきと回答のあった事務を定める法律

58法律／81法律中

(内訳)

- ・環境影響評価法
- ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律
- ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律
- ・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律
- ・景観法
- ・特定都市河川浸水被害対策法 (注)
- ・都市再生特別措置法
- ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (注)
- ・浄化槽法

- ・幹線道路の沿道の整備に関する法律（注）
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（注）
- ・地方道路公社法（注）
- ・都市再開発法（注）
- ・都市計画法（注）
- ・河川法（注）
- ・不動産の鑑定評価に関する法律
- ・住宅地区改良法
- ・下水道法（注）
- ・道路整備特別措置法（注）
- ・都市公園法（注）
- ・土地区画整理法（注）
- ・宅地建物取引業法
- ・道路法（注）
- ・官公庁施設の建設等に関する法律
- ・公営住宅法
- ・土地収用法（注）
- ・建築基準法（注）
- ・建築士法
- ・港湾法（注）
- ・建設業法
- ・測量法
- ・水防法（注）
- ・公有水面埋立法
- ・運河法
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・砂利採取法（注）
- ・海岸法（注）

\* 上記以外に、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」「新都市基盤整備法」(注)、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」、「首都圏近郊緑地保全法」、「流通業務市街地の整備に関する法律」(注)、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」(注)、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」(注)、「高速自動車国道法」(注)、「砂防法」(注)、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(注)、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「集落地域整備法」、「地すべり等防止法」(注)、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」は、移譲の例外とすべきと考えたとの回答があったのは1条のみ。

1) (注)は事務によって①にも該当するもの。

2) 「都市鉄道等利便増進法」「広域的地域活性化のための基盤整備法」は、委任事務がないため削除。

3) 「公有地の拡大の推進に関する法律」「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」「中小企業団体の組織に関する法律」「中小企業等協同組合」は共管であるため回答を留保。

4) 平成 24 年 1 月 11 日付け照会ベース。

## 【地方環境事務所に関する回答】

- ①地方環境事務所が処理する事務を定める法律のうち、条件付きで広域的实施体制への移譲を検討すると回答のあった事務を定める法律

27法律／31法律中

(内訳)

- ・大気汚染防止法(報告徴収・立入検査)
- ・土壌汚染対策法(調査機関の指定・監督等)
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(危険猟法の捕獲の許可等)
- ・地球温暖化対策推進法(算定排出量の報告受理等)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(報告徴収・立入検査)
- ・エネルギー使用の合理化に関する法律(特定事業者による計画の受理等) など

※ブロック移譲対象地域以外では引き続き国の事務として処理されるため、移譲後の事務が適切に実施されるよう、法定受託事務への区分や並行権限行使、事後報告などの国の関与が必要となるものがあり。また、他府省と共管の事務については、一体的対応が必要。

- ②地方環境事務所が処理する事務を定める法律のうち、移譲の例外とすべきと回答のあった事務を定める法律

6法律／31法律中

(内訳)

- ・自然公園法(国立公園の管理等)
- ・自然環境保全法(原生自然環境保全地域の管理等)
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(国指定鳥獣保護区の管理等) (注)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(希少種の保護、生息地等保護区の管理等)
- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制法(特定有害廃棄物の輸出入規制等)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物等の輸出入規制等) (注)

※自然公園法(国立公園の管理等)については、「地方の考え方を反映させる方策」として「協働型の管理」の在り方を検討。(また、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法に定める事務についても地方自治体の考え方が反映される得る方策を検討。)

- 1) (注)は事務によって①にも該当するもの。
- 2) 「自然公園法」「自然環境保全法」「鳥獣保護法」「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法」に基づく事務は、「地方分権推進計画」(平成10年閣議決定)において国の直接執行事務に区分。
- 3) 平成24年1月11日付け照会ベース。

# 個別事務・権限の検討の進め方

## 移譲検討対象事務

経済産業局  
約950条項

地方整備局  
約1,700条項

地方環境事務所  
約350条項

( 現行地方自治法の枠組みによる  
当てはめ案の作成・提示 )

### 法定受託事務と自治事務の いずれに区分するか

- ※法定受託事務とは、地方公共団体が処理する事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその処理を特に確保する必要があるものとして法令で特に定めるもの。
- ※自治事務とは、地方公共団体が処理する事務のうち法定受託事務以外のもの。

### 大臣の並行権限行使を認めるかどうか

- ※並行権限とは、国の行政機関が、地方公共団体が処理している事務と同一の事務を法令の定めるところにより、自らの権限に属する事務として処理するもの。

### 国の関与を認めるかどうか

- ※関与の例 指示、承認、事後報告 等

当てはめ案で不都合が解決できるかどうかの検討

解決できる場合

移譲

解決できる場合

移譲

解決できない場合

不都合を解決するための  
柔軟な対応策を検討

解決できない場合

※地方の考え方を反映させる方策  
移譲の例外